

令和6年度鴻巣市こどもの権利条例（案）に対する意見募集結果

1 意見公募期間

令和6年12月6日から令和7年1月5日まで

2 意見の提出件数等

提出者数 2人

提出意見数 4件

内訳

ファクシミリ 3件

電子メール 1件

3 提出された意見の要旨と市の考え方

No.	分野別 分類	ご意見要旨	ご意見に対する市の考え方
1	条例 (案) のポイント	基本理念（1）について「差別されたりしなく、みんなに大切な…」を「差別されたりすることなく、みんなの大切な…」にする方が子どもたちに分かりやすくなり、良いと思う。	条例制定後には子どもにも分かりやすい表現となるよう、こどもの権利条例の「やさしい版」を作成する予定です。その際に参考とさせていただきます。
2	こどもの 権利	以下内容を盛り込むのが良いと思う。 「児童の権利に関する条約や鴻巣市こどもの権利条例によらず、より良いものがある場合は、これに縛られることなく、より良いものを使う権利を有する。」	本条例については、児童の権利に関する条約に基づいた内容としており、法律により制限されているものを除き、子どもに制限を課すものではありません。ついては、改めて「条例に縛られることなく、より良いものを使う権利」を明記する予定はありません。

No.	分野別 分類	ご意見要旨	ご意見に対する市の考え方
3	こどもの 権利	<p>以下内容を盛り込むのが良いと思う。</p> <p>「こどもは、この権利が自分たちにあることを知ることができ、おとなはそのことを正しく伝えることに努めなければならない。」</p>	<p>こどもの権利保障のための取組として、【こどもの権利に関する普及及び啓発】にこどものみならず、保護者や関係者等への普及及び啓発に努める旨を記載しています。また、その具体的な手法の一つとして、「鴻巣市こどもの権利の日」を設けること及び関連事業の実施することを記載しています。その上で、いただいたご意見にある「おとながこどもに対して、正しく権利について伝えることに努める」趣旨の文言を追記します。</p>
4	こどもの 権利 保障の ための 取組	<p>こどもの権利侵害からの救済の第2項に以下内容を加えると良いと思う。</p> <p>「また、第三者による機関を設け、それによる関係者等への調査を行い、必要により指導その他を実施し、これを公にし、こどもの権利が守られるよう努めなければならない。」</p>	<p>現在、こどもの権利侵害からの救済としてはそれぞれの事案に応じた機関により必要な措置を行っている状況です。一例として、いじめ問題対策連絡協議会による関係機関の連携、要保護児童対策地域協議会による要保護児童等への支援など、分野ごとに専門家や第三者と連携した取組を行っています。また、人権擁護全般として、こどもも対象に含む、人権擁護委員による相談受付を行っています。</p> <p>さらに、埼玉県が「埼玉県子どもの権利擁護委員会」を設置しており、必要に応じて活用できるよう埼玉県子どもの権利擁護委員会の周知を行います。</p> <p>以上のことから、現時点では、本市においてはこどもの権利侵害全般に対応する第三者機関を設ける予定はありませんが、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

※同様の意見を集約することにより、提出意見数と一致しない場合があります